

# 用語等の説明

## 1 局名、所属名

問合せ先の所管局名、課名を記載

## 2 事業名、細事業名、細々事業名

歳出予算は目的別に款項目に区分されており、各目に事業がぶら下がっている。事業は、次のとおり三層構造になっている。

事業 施策を表明する単位。「予算に関する説明書」の説明欄に記載

細事業 予算を執行する単位

細々事業 予算を決定する単位。「予算見積書」を作成。細々事業ごとにIDが付与される。

## 3 主要分析項目

### (1) 一件審査・枠配分事業区分

- ・ 「一件」：財政課が事業ごとに予算額の調整を行う事業
- ・ 「枠」：各局に事前に配分する枠内で、各局が見積った額をそのまま予算化する事業（原則として財政課による調整は行わない）

### (2) 投資的経費区分

- ・ 「投資」：建設事業に係る経費、土地・建物の購入、高額な備品の購入に係る経費
- ・ 「非投資」：上記「投資」に該当しないすべての経費

### (3) 開始・時限年度

- ・ 事業を開始した年度及び終了する年度を表示  
例：S63～R5（昭和63年度に事業を開始、令和5年度で終了）

### (4) 新性質別区分

- ・ 「人・一般」：特別職（知事、副知事、常勤の行政委員等）及び知事部局の一般職の職員に支給する給与費のほか、会計年度任用職員報酬等
- ・ 「人・警察」：警察本部の職員の給与費及び会計年度任用職員報酬等
- ・ 「人・教育」：常勤の教育委員及び教育委員会の職員の給与費及び会計年度任用職員報酬等
- ・ 「人・恩給」：恩給及び退職年金に係る部分及び災害補償費等
- ・ 「公債費」：県債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費（財政課計上事業のみ）
- ・ 「介護医療等」：法令又は条例に定めのある義務的な社会保障関係の経費
- ・ 「税交付金等」：地方税法の定めにより義務的に支出する市町村への交付金及び県税過誤納還付金等
- ・ 「維持運営等」：県立施設の維持運営費及び法令等に定めのある義務的経費（他の区分に分類されるものを除く）
- ・ 「公共事業費」：国の予算区分上、公共事業に該当する事業
- ・ 「国直負担金」：国が直接行う公共事業のうち、県が義務的に負担を負う経費
- ・ 「県単土木」：県が国庫補助等を受けずに単独で実施する土木事業等
- ・ 「その他投資」：他の区分に分類されない投資的経費
- ・ 「私学補助」：私立学校の経常的な経費に対する助成事業
- ・ 「その他(非)」：他の区分に分類されない政策的経費（投資的経費を除く）
- ・ 「使途なし」：一般会計のうち、使途を指定しない収入に該当する事業
- ・ 「一財事業」：一般財源事業
- ・ 「特別会計」：特別会計の事業

#### (5) 要求分析区分

##### ア 原則として一件審査としている区分

- ・ 「B 1」：政策的議論を深める必要がある事業（原則として2億円以上）
- ・ 「B 2」：公共事業費
- ・ 「B 3」：県単独土木事業費
- ・ 「B 4」：人件費
- ・ 「B 6」：公債費
- ・ 「C 1」：政策レビューに係る事業のうち、所要額を把握した事業
- ・ 「D 7」：新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に係る事業
- ・ 「使途なし」：使途を指定しない収入
- ・ 「特会」：特別会計の事業

##### イ 原則として枠配分としている区分

- ・ 「A 4」：各局が主体的に予算額を見積る事業（原則として2億円未満）
- ・ 「D 1」：法定の負担金若しくは交付金又は法令等で県の負担が義務付けられている事業
- ・ 「D 4」：既設定の継続費若しくは債務負担行為、指定管理費又は既契約の長期継続契約に基づく事業
- ・ 「D 5」：国庫委託事業費、受託事業又は事業費すべてが特定財源で賄われ、収入見合いで歳出が決定される事業で、本県に真に必要な事業
- ・ 「D 6」：特別会計に対する法定の繰出金
- ・ 「A経費」：県立施設の維持運営に要する費用等（県の委託施設に係る経費を含む）

#### 4 一般財源・特定財源

歳入の使途が指定されていないものを一般財源といい、使途が指定されているものを特定財源という。

一般財源は、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等がある。

特定財源は、以下のものがある。

- ・ 「分担金及び負担金」：地方財政法又はその他法律に基づき、県が特定の事業を行う場合にその経費に充てるため、市町村等からその経費の全部又は一部を徴収するもの
- ・ 「使用料及び手数料」：県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費について現金又は証紙により収入するもので県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがある。
- ・ 「国庫支出金」：県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、国庫負担金、国庫補助金、委託金に分類
- ・ 「財産収入」：県が所有する財産に係る貸付け、売払い等により収入を得るもので、土地建物等売払収入などがある。
- ・ 「繰入金」：他会計又は基金から受け入れる収入
- ・ 「繰越金」：前年度決算の剰余金を翌年度の歳入として受け入れることにより収入するもの
- ・ 「諸収入」：延滞金や預金利子、貸付金の元利償還金、収益事業収入、立替収入、受託事業収入など、他の収入科目に属さないもの
- ・ 「県債」：県が投資的な事業を行う際などに行う借入期間が1年を超える資金の借入

- ・「貸付金収入」：特別会計における貸付金の元利償還金
- ・「事業収入」：特別会計における県営住宅の家賃収入や用地売却収入など、特別会計の設置目的を果たすために徴収するもの

#### 5 本年度予算

見積額は、要求のあった金額。査定額は、要求内容を精査した上で、予算として計上された金額。

#### 6 前年度当初比較

前年度当初予算額と本年度予算額との比較

#### 7 継続費・債務負担行為

- ・継続費：「会計年度独立の原則」の例外として、建設事業などで事業の実施が2か年度以上にわたることが確実な場合に、全体の事業費と、各年度の事業費をあらかじめ予算で定めておくものであり、歳入歳出予算とともに予算の一部を構成するもの
- ・債務負担行為：「会計年度独立の原則」の例外として、金銭給付による債務を負担する行為の内容（期間、限度額）を予算として定めておくもの。債務負担行為には、複数年にわたる建設事業等の契約や償還金などのように将来の財政負担が具体的に定まっているものと、損失補償や債務保証などのようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがある